

給食・お弁当費用負担軽減のため

月額**2,500円**

月額**5,000円**

すべての第2子・第3子以降を対象に 給食費等支援金を支給します

※副食費の実費徴収に係る補足給付とは別の制度です。

支援 方法

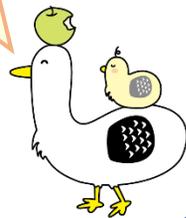
保護者に「給食費等支援金」を支給

第2子 ……月額 **2,500円**

第3子以降 ……月額 **5,000円**

※ 副食費が補助(免除)される場合は、相当分が差し引かれます。

給食費・給食回数
は関係ないよ!



対象 子ども

下記のすべてに該当する子ども

- ① 月の初日において、松戸市の施設等利用給付認定(1号/2号)または教育・保育給付認定(1号)の対象である
- ② 幼稚園・認定こども園の年少・年中・年長クラスに在籍している
- ③ 年齢制限なく同一世帯の子どもを上から数えて第2子以降である

申請 方法

【申請者】 対象となる子どもの保護者

【申請方法】 年度ごとに申請(電子申請または申請書)

【支給方法】 保護者の口座に振り込み

【支給時期】 11月下旬(4月～9月分)、翌5月下旬(10～翌3月分)
(目安)

※給食費は園にお支払いください。

さっそく申請!

電子申請フォーム



詳細はこちら

市ホームページ



【問い合わせ先】
松戸市 子ども部 幼児教育課
☎047-701-5126



第2子・第3子以降ってどう数えるの？

同一世帯で生計が同じ子どもを、最年長者から順番に数えます。
数える子どもに年齢制限はありません。

※ 副食費の補足給付(免除)の対象(小3以下第3子)とは数え方が異なります。

	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中学生	高校生	以上 大学生
例1			 2,500 第2子									
例2	 5,000 第3子		 2,500 第2子									
例3	 5,000 第5子		 5,000 第4子									

副食費の補助(免除)対象になっている場合は？

下記のいずれかに該当する場合は、他の制度により副食費の補助(免除)の対象になっています。

- ① 年収360万円未満相当世帯(市民税の所得割課税額が77,101円未満の世帯)
- ② 所得にかかわらず、小学校第3学年修了前の子の中で上から数えた第3子以降

副食費の補助(免除)の対象となる子どもの場合は、副食費の補助(免除)を優先的に適用し、相当分を差し引いた額を支給します。

※ 通園施設の種類によって差し引かれる額の算出方法が異なります。

※ 副食費の実費徴収に係る補足給付費の申請が不利益になることはありません。

未移行幼稚園

副食費の実費徴収に係る補足給付費として、請求により、実費負担した給食費のうち副食費部分が補助されます。支援金の額は、補足給付費の額を差し引いた額になります。

新制度幼稚園・認定こども園(1号)

給食費のうち副食費部分は徴収されていません。支援金の額は、園の給食回数に基づいて、みなし副食費免除相当額(定額)を差し引いた額になります。

給食じゃなくてお弁当の日もあるけど？

給食費等支援金は、給食費だけでなくお弁当にかかる費用負担の軽減も目的としています。園での給食回数にかかわらず、また園に支払った給食費の額に関係なく、原則として一律支給になります。

保育園・認定こども園(教育・保育給付認定2号)の子は？

保育園に通園している子、認定こども園に通園している教育・保育給付認定2号の子は、園に支払う給食費が第2子半額、第3子以降無償になります(令和5年度から)。

詳しくは、保育課(047-366-7351)にお問い合わせください。